

災害時の

障害のある方への支援



はじめに…

一宮市内には、心身に障害や病気があるため、日常生活の上で何らかの制限をうける障害者の方が2万人以上います。

こうした方の中には、災害が起きた時、自力で避難することが難しかったり、避難先での生活に何らかの支援や配慮が必要な方がいます。

災害時の混乱した状況において、障害のある方が安全に避難し、尊い命を守るためには、身近にいる地域の皆さんの協力が不可欠です。災害時に障害のある方の身におこるであろう様々な困難や、対応方法について、できるだけ多くの方に知ってもらうことで、万一の時にも、障害のある方が安全に落ち着いて行動ができることにつながります。

障害のある方も、住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いは同じです。

障害のある、なしに関わらず、地域の一員としてともに暮らしていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。



目次

災害時に障害のある方がこまること(共通)・・・・・・・・・・3

障害種別ごとの支援・・・・・・・・・・4

◎聴覚障害のある方・・・・・・・・・・	4
◎視覚障害のある方・・・・・・・・・・	5
◎肢体不自由のある方(車いすの方等)・・・・・・・・・・	6
◎知的障害のある方・・・・・・・・・・	7
◎発達障害のある方(自閉症等)・・・・・・・・・・	8
◎精神障害のある方・・・・・・・・・・	9
◎高次脳機能障害のある方・・・・・・・・・・	10
◎難病のある方・・・・・・・・・・	10

災害時たすけあい隊(災害時要援護者支援制度)・・・・11

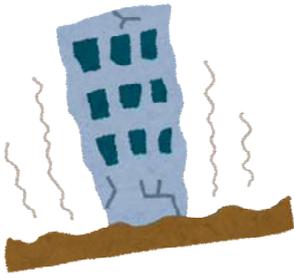
災害時に備え準備しておきたいこと・・・・・・・・12、13

「ヘルプカード」を活用しましょう!!・・・・・・・・14

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方・・・・・・・・15

相談窓口・・・・・・・・15

災害時に障害のある方がこまること(共通)



正確な情報を受け取ることができない方がいます



周囲の状況を把握したり、適切な判断ができない方がいます



助けを求めることができない方がいます

避難所などへの移動ができない方がいます

自分の意思をうまく伝えることができない方がいます



パニックになったり、動けなくなってしまう方がいます



「障害のある方」といっても、障害の内容や程度は人それぞれで、必要な支援も障害の特性や場面によって異なります。

支援いただく時には、簡単な言葉で、ゆっくりと話しかけ、どんな支援が必要か本人に確認してください。

本人の情報が書かれた「ヘルプカード」などを携帯している場合は、書かれた情報により支援し、必要であれば緊急連絡先へ連絡してください。

聴覚障害のある方

災害がおきた時に、こまること

- ◎聞こえないため、テレビや呼びかけなどの音声による情報が届かず、災害に気づけなかったり、適切な行動がとれません。
- ◎聞こえないためにコミュニケーションをとるのが難しく、周囲に助けを求めることができず孤立したり、遠慮しがちです。また、見た目には障害が分かりづらく、周りの方からの配慮を受けにくいのです。
- ◎パソコンのインターネットやFAXが停電になると使えず、災害に関する情報収集ができません。また、携帯メールもつながりにくいいため、家族や知人との連絡がとれません。



災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎災害や避難に関する情報を、知らせて下さい。
手話でなくても、目で見えてわかるよう身振りや筆談、携帯の画面で文字を表示するなどの方法をお願いします。また、口の動きが読み取れるよう、マスクを外した状態でお話してください。
- ◎行政、消防団に聴覚障害者がいることを伝え、支援をお願いしてください。
- ◎アナウンスなど音声の情報は、紙に書いて掲示板に張り出してください。
- ◎暗い所では手話や筆談が見えないので、灯りがあると助かります。

色々なコミュニケーション方法

聴覚障害者の方は、聞こえ方やこれまでの生活により、それぞれのコミュニケーション方法を身につけています。また、多くの方は、複数のコミュニケーション方法を、場面によって組み合わせて使っています。聴覚障害の方とコミュニケーションをとる場合には、どのような方法でコミュニケーションをとればいいのかをご本人に確認してください。



手話

手や指だけでなく、体、目の動き、表情も使います

筆談

紙や手のひらに文字を書きます。短い文章で簡潔に伝えます

読話

口の動きを読み取るので、口を大きく開けて話してください

その他
身振り手振り、
空中に文字を書く
空書、表情等
で伝えます

視覚障害のある方

災害がおきた時に、こまること

- ◎見えないため、自分からは支援を頼める相手を見つけられません。
- ◎周囲の状況が把握できないため、1人で安全に移動することができません。
- ◎「こっち」「そっち」などの指差し言葉や、「これ」「それ」といった代名詞を使った声かけでは伝えてもらった内容が正確に分かりません。
- ◎音声や、実際に物に手で触れることにより情報を得ているため、張り紙など視覚的な方法では情報が伝わりません。



災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎まずは、声をかけて下さい。支援を頼める相手が見つかる事で安心できます。
- ◎どこに逃げれば安全か、教えてください。
- ◎家の周りの状況を声で教えてください。(停電、火事があるのか、道路の状況等)
- ◎避難所等への移動の際は、どこへ行くのかを伝え、次の方法で誘導してください。

誘導の仕方

- 肩や腕を貸す形で、半歩前をゆっくり歩いてください。
- 視覚障害者を押したり、引っ張ったり、白い杖を持ったりしないでください。
- 誘導している時は、段差や障害物など周りの状況を伝えながら歩いてください。
- 方向を示す時は、本人を基準に、右、左、正面などと伝えてください。
時計の針の位置をつかい、本人を基準に、右は3時、左は9時、正面は12時、と表す方法もあります。



例:「あなたの右側に看板が倒れているので、左側によきましょう」
「10時の方角に200m程行った所で火事が起きているようです」

肢体不自由のある方(車いすの方等)

災害がおきた時に、こまること

- ◎道路に障害物や段差があると、安全な場所まで移動することができません。
- ◎自宅から出る事ができず、孤立してしまう事があります。
- ◎停電でエレベーターが止まると、他の階へ行く事が困難です。
- ◎避難所内で通路が確保されていないと、移動ができません。

災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎避難できずに自宅に残っていることがあるので、声かけや安否確認をしてください。
- ◎移動するときには、車いすを押してください。押し方は、本人と相談してください。
- ◎階段の上り下りの時には、3～4人の援助が必要です。上りは前向き、下りは後ろ向きで移動します。
- ◎段差がある時は、簡易でもスロープがあると助かります。
- ◎避難所などでは、車いすが通れる幅の通路を確保してください。

車いすの押し方

- 車いすを動かす時には、必ず声をかけてから、ゆっくりと押してください。
- 車いすをとめる時や、乗り移る時には必ずブレーキをかけます。
- 段差を上る時には、車いすのディッピングレバー(後輪の内側の棒)を踏み前輪を段に乗せ、後輪を押し上げます。
- 段差を降りる時には、後ろ向きになり、声をかけながらゆっくり降ろします。
- 道路の段差や溝など衝撃を与えるところはなるべく避け、道路の傾斜に気をつけて押してください。



災害がおきた時に、こまること

- ◎災害と分からないことや、災害にどう対応していいか分からないことがあります。
- ◎助けを求めることが困難です。
- ◎遠回しな言い方や、曖昧な表現を理解しにくい方がいます。
- ◎痛みの伝わり方が弱い方や、痛みがあってもうまく伝えることができない方がいます。そのため、見かけよりも症状が重い場合があります。
- ◎環境の変化が苦手な方がいます。
- ◎「こまった」を表現する手段として、パニック(声を出す、自分の顔をたたく等)になる方がいます。



災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎声をかける時には優しく、短く、分かりやすい言葉で対応してください。
- ◎言葉よりも絵や写真を使った方が理解しやすい場合があります。
- ◎ケガをしている時には、声かけの確認だけでなく、状態をよく見てください。
- ◎不安等で動けない方がいれば、本人が落ち着くように、優しく言葉をかけながら避難誘導をしてください。1人で対応が難しければ、応援を呼んでください。
- ◎パニックを起こしている時は、優しく声をかけ、できるだけ静かな空間に誘導し、落ち着くまで見守ってください。怒ったり、力づくで抑えることは逆効果です。

支援のポイント！！

知的障害の方は、

①適応能力②社会生活③空間や時間、数量や性質等の認識④状況に合わせた行動を苦手とする方が多く、一人ひとりの理解する力に幅があります。

優しい声で、ゆっくりと、短く、分かりやすい言葉で伝えたい内容を話してください。

災害がおきた時に、こまること

- ◎危険が分からないため、危ない所へ行ったり、危険な行為をすることがあります。
- ◎変化や見通しの立たないことが苦手で、いつもと違う状況に不安や抵抗があります。
- ◎コミュニケーションが難しく、話し言葉を聞き取ることが苦手だったり、困っていることを伝えられないことがあります。
- ◎感覚刺激に対し過敏さや鈍感さをもつことがあります。大勢の人がいる環境が苦痛で、避難所の中にいられないことがあります。また、痛みにも平気なため、治療が必要なのに平気な顔をしていることがあります。
- ◎外見からは障害があることが分かりにくいいため、支援が必要なことが分かってもらえなかったり、適切な情報提供をうけられないことがあります。



災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎災害の怖さや避難の必要性が理解できないため、避難をするよう促してください。
- ◎前もってスケジュールや予定を示すことで落ち着くことができます。
- ◎話をする時は、文字、絵を使って伝える等の工夫をし、簡潔に具体的に話してください。
- ◎けがをしたり、病気になっていないか、注意して観察してください。
- ◎避難所では、パーテーションで専用の空間を作ったり、お気に入りのものを用意すると落ち着いて過ごせることがあります。
- ◎パニックを起こしている時は、優しく声をかけ、できるだけ静かな空間に誘導し、落ち着くまで見守ってください。怒ったり、力づくで抑えることは逆効果です。

支援のポイント！！

- 情報は一斉に伝えるだけでなく、本人に個別に声かけをしてください。
- 情報を伝える時は、一度にたくさん伝えず、短い言葉で、具体的に、明確に伝えてください。
- 否定的な言葉でなく、肯定的に伝えてください。大声で叱ったりするのは逆効果です。
例：走っちゃダメ！ ⇒ ゆっくり歩こうね！

災害がおきた時に、こまること

- ◎精神疾患によりストレスに弱く、災害時の普段と違う状況、環境により、精神的に不安定になることがあります。
- ◎対人関係が苦手なことが多く、不安が急に襲ってくるため、集団のペースについていけないことがあります。
- ◎情報を記憶することが難しく、繰り返し聞いたり、聞かれた事に即答できないことがあります。
- ◎外見からは障害があることが分かりにくいいため、周囲の理解が得られなかったり、孤立してしまうことがあります。



災害がおきた時に、支援してほしいこと

- ◎落ち着いて行動できるよう、穏やかな声で、安心できるような声掛けをしてください。
- ◎避難する時は、具体的な言葉で指示をしたり、一緒に行動してください。
- ◎不安定になっている時は、叱ったりせず、静かな場所に移動するなど気持ちを静められるような対応をしてください。
- ◎話をする時は、具体的に、簡潔に話をしてください。
- ◎大切なことは、記入した日時もあわせて、メモに書いて渡してください。

支援のポイント！！

精神障害のある方を支援する時は、「不安」を和らげることを第一に考え、自然体で冷静な態度で対応しましょう。周囲の心の動揺は思った以上に伝わります。精神障害があると分かったとたんに態度を変えてしまうことは良くありません。



高次脳機能障害のある方

障害種別ごとの支援

高次脳機能障害とは、交通事故や脳卒中等の病気で脳が損傷を受けたため、言語や記憶、思考、注意等の脳機能に障害が起きた状態をいいます。

- ◎症状が一人ひとり異なり、外見からは障害があることが分かりにくいいため、周囲の理解を得ることが難しいことがあります。
- ◎文字や話の内容の理解が難しいことがあります。ゆっくり、具体的に、要点を簡潔に伝えてください。
- ◎必要な情報を見落とししたり、忘れてしまうことがあるので、メモに書いて渡してください。



難病のある方

難病とは、筋萎縮性側索硬化症、多発性硬化症、レット症候群等、多くの種類があります。症状はそれぞれの病気により異なり、運動障害、呼吸障害、免疫低下等様々です。原因不明で、治療方法が確立されておらず、慢性的なものも多く、生活面で長期にわたって制限を受けることがあります。

- ◎外見からは病気があることが分からない方や、症状が安定しない方、日常的に医療行為が必要な方がいます。
- ◎病気の種類によって必要な支援が異なりますので、本人や家族の意向を聞きながら、対応してください。
- ◎症状悪化等があれば、必要に応じて医療機関にも連絡をとり、対応について相談してください。
- ◎医療行為が必要な方もいるので、避難先では衛生面等、環境に配慮してください。

災害時たすけあい隊(災害時要援護者支援制度)

災害時たすけあい隊とは？

大規模災害時に一人では避難できない人(災害時要援護者)が、自分の情報を地域で見守ってくれる人に出してもいいという条件で、支援してほしい近所の方(個別支援者)や、民生児童委員・町内会長・自主防災会の方(地域支援者)に支援を依頼し、承諾を得て市に申請、登録するしくみです。

災害時要援護者とは？

大規模災害時に、安全な場所に避難することや、避難先での生活を続けることに大きな障害があり、第三者の支援が必要と想定される方です。

1. 身体障害者1・2級、療育A判定の手帳をお持ちの方
2. 介護保険要介護3以上の方
3. 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
4. 65歳以上のひとり暮らし高齢者で市に登録をされている方



支援者の役割

個別支援者(近隣住民等)

- ①自身と家族の安全が確認できたら、要援護者の安否を確認する
- ②要援護者へ地域の災害情報を伝え、避難が必要な場合はその手助けをする
- ③地域支援者へ要援護者の避難状況を伝える

地域支援者(民生児童委員、町内会長、自主防災会)

- ①自身と家族の安全が確認できたら、必要に応じて個別支援者の活動を援助する
- ②個別支援者から得た要援護者の現況(避難状況など)をとりまとめ市へ報告する

この制度は、あくまでも地域の助け合いにより支援を行ってもらうものです。災害時には支援者の方も含め様々な事情が発生しますので、必ずしも支援者の方が責任を負うものではありません。自分の身は自分で守るという意識を持ち、災害時に備え、安全に避難するための方法の1つとして、この制度を活用しましょう。

Check!

一宮市ではこの制度の他に、障害の程度や要介護度等により「たすけあい避難名簿(避難行動要支援者名簿)」を作成し、災害時に支援が必要な方の把握に努めています。

災害時に備え準備しておきたい事

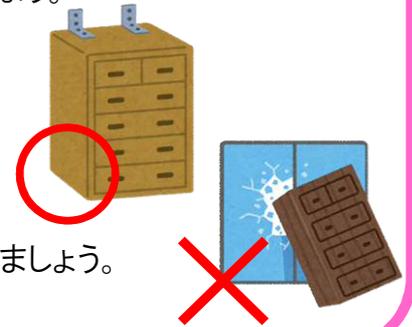
避難場所を確認しておきましょう

- ◎家族の間で、避難する場所や、避難経路の確認をしておきましょう。
- ◎肢体不自由のある方などは、移動手段を考えておきましょう。
- ◎ヘルプカードに避難場所を記載し、携帯しましょう。



自宅の環境を整えましょう

- ◎大物家具や家電は、倒れて下敷きになったり、出入り口をふさいでしまうことがあり危険です。L字金具やワイヤー等の家具転倒防止器具で固定しておきましょう。
- ◎窓ガラスには飛散防止フィルムを貼りましょう。
- ◎高い所に、重いものや割れものを置かないようにしましょう。
- ◎逃げる時に備え、寝室に懐中電灯やスリッパ、笛を用意しておきましょう。



備蓄品や非常持ち出し袋の用意をしましょう

- ◎水や食料等、少なくとも3日分の備蓄をしておきましょう。
- ◎非常持ち出し袋は、避難生活の際に必要なものをあらかじめカバンに入れておき、災害時にあわてないように決まった場所に保管しましょう。普段使用するためあらかじめ入れておけないものは、メモに書いて入れておくとよいでしょう。
- ◎避難経路は悪条件になっていることも多いため、非常持ち出し袋には両手のあくリュックサック型のカバンが便利です。1人1人に用意しておくといでしょう。
- ◎非常持ち出し袋には、障害のある方が落ち着く物、グッズ(おもちゃ、お菓子等)を用意するとよいでしょう。





災害時には、自宅の被害をまぬがれ、自宅で救援物資やライフラインの復旧を待つ場合と、自宅に被害を受け避難所で生活する場合があります。

それぞれの場合を想定して、少なくとも3日分の備えをしておきましょう。

備蓄品

水

- 飲料水
- 生活用水
(ふる水をためておく)
洗濯、トイレ等に使用



食料品

- 保存食
レトルト食品、缶詰
乾パン、チョコレート



生活用品

- 懐中電灯
- 電池
- ろうそく、ライター



非常持ち出し袋

いつも持っているもの

- 常備薬
- 貴重品
- 携帯電話
- ヘルプカード



食料品

- 保存食、レトルト食品、缶詰、乾パン等
- 飲料水



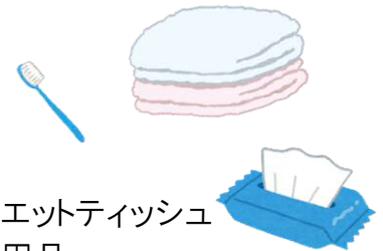
生活用品

- 懐中電灯
- ラジオ
- 笛
- ラップ
- 携帯トイレ
- 携帯電話の充電器
- 予備の電池
- カイロ
- マグカップ
- 気に入っているグッズ



衛生用品

- マスク
- タオル
- 救急セット
- 歯ブラシ
- ティッシュ、ウェットティッシュ
- おむつ、生理用品



衣類

- 下着
- 防寒着
- 雨具
- 軍手
- スリッパ
- ヘルメット、防災頭巾



貴重品

- 現金
- 通帳番号コピー
- 健康保険証コピー
- 障害者手帳コピー
- 医療受給者証コピー



「ヘルプカード」を活用しましょう!!

一宮市障害者自立支援協議会では、災害時も含め、障害のある方が地域の住民の方からの支援を受けやすいように、その方の基本情報や、支援の方法等を記録できる「ヘルプカード」を作成しました。

ヘルプカードとは？

障害のある方には、一見障害があることが分かりにくかったり、「こまっている」ことを自分から伝えられなかったり、そもそも「こまっている」ことに気づけない人がいます。

一方で、地域の方からは「どう支援したらよいかわからない」という声があります。

このカードは、障害のある方が携帯し、災害や緊急、日常の場面で困った時に、周囲の人に支援を求めるきっかけをつくるカードです。



対象となる方

身体、知的、精神などに障害のある方(難病等を含む)。障害者手帳の有無は問いません。その他、災害時等にヘルプカードを必要とする方。

どんな内容？

障害のある方本人の基本情報、医療情報、緊急連絡先、必要な支援、配慮など。

こんな時、役に立ちます

- 災害の時
 - ・災害が発生し避難が必要な時
 - ・避難生活で適切な支援を受けたい時
- 緊急の時
 - ・発作や具合が悪くなった時
 - ・パニックになった時
 - ・道に迷ってしまった時
 - ・事故で交通機関がとまった時
- 日常的に
 - ・ちょっとした手助けが必要な時
 - ・利用している事業所の外出行事の時

こんな支援や配慮があると安心です。

わたしはこんな特徴(特性)があります。

わたしの医療情報

◆病院名 _____

◆主治医 _____

わたしの基本情報

◆氏名 _____ 男・女

◆生年月日 S・H _____ 年 月 日

◆住所 _____

◆緊急連絡先

氏名 _____ 続柄()

住所 _____

電話番号1 _____

電話番号2 _____

◆障害名(病名) _____

利用方法

一宮市障害者自立支援協議会ホームページよりダウンロード、印刷してご利用ください。

活用の方法

- 障害のある方が困っている場面に遭遇したら、まずは、「どうしましたか」と声をかけてください。
- ゆっくりと具体的に、相手に伝わっているか確認しながら話をしてください。
- その方が「ヘルプカード」を持っていたら、「こんな支援や配慮があると安心です」等カードに書かれた内容を確認して、支援してください。
- 緊急連絡先に連絡をお願いします。

ヘルプカードには重要な個人情報も含まれています。個人の責任において、取り扱いや紛失などには十分ご注意ください。

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

地震等の災害発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった時に提供されるサービスです。

伝言の録音方法

① 「171」にダイヤル



② 録音の場合「1」を押す



③ 電話番号を市外局番から押す
(00000)00-00000



④「ピッ」となったら30秒以内で伝言を録音

伝言の再生方法

① 「171」にダイヤル



② 再生の場合「2」を押す



③ 電話番号を市外局番から押す
(□□□□)□□-□□□□



④再生が始まります

※登録できるのは「被災地内」の電話番号です。必ず市外局番からダイヤルしてください。
※毎月1日、15日等には、災害用伝言ダイヤルの体験利用ができます。

相

談

窓

口

名称	住所	電話	FAX
一宮市福祉課	本町2-5-6 一宮市役所内	28-8619	73-9124
一宮市障害者基幹相談支援センター	桜1-12-1 思いやり会館内	26-2230	26-2231
一宮市障害者相談支援センター「あすか」	千秋町一色字東出26 障害者支援施設「あすか」内	81-7260	75-4682
一宮市障害者相談支援センター「ゆんたく」	大和町馬引字郷裏42	64-5882	64-5852
一宮市障害者相談支援センター「いまいせ」	今伊勢町宮後字郷中茶原30 いまいせ心療センター内	45-1120	45-1120
一宮市障害者相談支援センター「ピース」	八幡2-9-15 小島ビル1階	46-5009	85-7725
一宮市障害者相談支援センター「夢うさぎ」	木曾川町外割田字西郷西151 きそがわ作業所隣接	86-4003	87-7195
一宮市障害者相談支援センター「いちのみや」	東五城字備前12(尾西庁舎) 社会福祉協議会尾西支部内	62-8678	63-4802
児童発達支援センター いずみ学園	浅井町西浅井字式軒家58	78-3111	78-2767
療育サポートプラザチャイブ	北丹町2番地	64-6362	28-8188



◆発行 平成28年6月 一宮市障害者自立支援協議会・生活支援部会
◆問い合わせ 一宮市福祉課 TEL.28-8619 FAX.73-9124